

3 器物損壊

初期対応のポイント

- ① 器物損壊により、怪我をした児童生徒がいないか確認をする。
- ② 発見した現状を保存するとともに、写真等を用いて記録に残す。
- ③ 管理職と生徒指導主事(担当者)が現場を確認する。
- ④ 児童生徒の学習活動に支障のない状況にする。

対応の手順

発見直後

現場の確認と保存

- ・ 場合によっては、立ち入り禁止の措置や写真等を用いて記録に残す。
- ・ 人を誹謗中傷する内容の落書きについては、児童生徒の目に触れないようにする。

その他

- ・ 場合によっては応急修理を行う。
- ・ 他に損壊箇所がないか、校内の点検を行う。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・ 管理職と生徒指導主事(担当者)への報告(5W1H、発生現場の様子を正確に)
- ・ 情報の一元化
- ・ 教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・ 警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ・ 関係学校への連絡(他の学校の児童生徒も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・ 情報を集約
- ・ 児童生徒への伝え方を協議
- ・ 指導方法を協議

緊急職員会議

- ・ 事実の周知と共通理解
- ・ 児童生徒への伝え方を決定
- ・ 指導方法を決定



緊急職員会議後

情報の呼びかけ

- ・ 全校あるいは学年集会の実施や学級での指導をする。(器物損壊の事実と問題点を示し、情報提供を呼びかける。)
- ・ 集団で行われている場合があり、アンケートや個人面談等によって関連情報の提供を呼びかける。

心の教育

- ・ 落書きの内容によっては、人の心を傷つけ、命をも奪いかねないことであることを指導する。
- ・ 倫理観に基づいた行動の大切さについて指導する。

その他

- ・ 損壊箇所の修繕については、必要に応じて業者に依頼する。
- ・ 全保護者への周知や臨時PTA役員会を開催し、対応を協議する。(損壊の程度が甚だしい時)



加害児童生徒が明らかになった場合

事実関係の確認

- ・ 加害児童生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・ 事件の状況、原因、動機、関係した児童生徒等を聴取する。
- ・ 自己申告により明らかになった場合には、自ら申し出たことを評価する。

留意事項

- ・ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。
- ・ 複数の教職員で行う。
- ・ 逐一指導するのではなく、事実をつかむために聴取する。
- ・ 児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。
- ・ 聴取内容に矛盾がないように慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・ 他の学校の児童生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・加害児童生徒と保護者への指導、支援
- ・他の児童生徒への対応
- ・指導方法を協議
- ・出席停止を検討

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担
- ・出席停止を検討



児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について指導する。
- ・修繕について話し合い、損壊(落書き)箇所の修理(落書き消し等)について児童生徒にも分担できることがあれば協力させる。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・学級担任を中心として学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数でかかわる。
- ・器物損壊は暴力行為であり、絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・児童生徒の気持ちを受容する。

加害児童生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害児童生徒への非難は避け、事実のみを明確に伝える。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について管理職から説明を行い、今後の対応策を協議する。
(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・修繕費についての理解を得る。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

加害児童生徒が明らかにならなかった場合

全体指導

- ・公共物の大切さについて、なるべく早い時期に全校あるいは学年集会の実施や学級での指導を行う。
- ・人を誹謗中傷する内容の落書きについては、「命にかかわる重大なこと」であること、許されない行為であることを気付かせるように指導する。
- ・器物損壊は暴力行為であり、絶対に許されない行為であるという毅然とした態度を示す。
- ・全校をあげて再発防止に取り組む姿勢を示す。

損壊(落書き)箇所の修理(落書き消し等)

- ・児童生徒にも分担できることがあれば協力させ、場合によってはPTA役員にも協力依頼を行う。

再発防止に向けた取組

- 公共物を大切にすることを心の教育を展開する。
- 清掃活動を徹底させ、校内美化に努める。
- 教室内の環境整備に努める。
- 自分や周りの人を大切にすると、人権教育の視点に立った指導を充実させる。
- 校内の巡視体制を確立する。
- 規範意識を育む指導の充実を図る。
- 所轄警察署と協働した非行防止教室を開催する。
- 教職員の指導力向上のための研修会、事例検討会を実施する。
- 日常的に保護者との連携を強化する。
- 連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)
- 警察やこども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。